

開催日:令和 3 年 6 月 25 日

会議名:令和 3 年第 3 回定例会(第 4 日 6 月 25 日)

○(吉田章浩議員) 公明党議員団の吉田章浩でございます。通告により、これからの危機管理についてを一般質問させていただきます。

2021年3月、施政方針として発表されました濱田市長直轄の危機管理室が、その必要性、重要性から、今年度発足いたしました。

今回の質問として、庁内体制について、防災・減災対策の課題整理について、取組への期待と課題について、全庁的な危機管理、リスク管理について、それぞれ、これからの市民の安全・安心の構築に向けて期待を込めながらお聞きしていきたいと思っております。

一般質問の通告をした日が、くしくも6月18日で、大阪府北部地震の発災より3年目を迎えた日でありました。改めて、尊い命を亡くされた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された方々、今も復興に至っていない皆様にお見舞いを申し上げます。3年前の教訓を私たちは忘れない、決して風化させてはいけなないと痛感をしています。

この3年間、地震や風水害等より、本市の防災・減災について、私たちは多くの取組を行ってきました。公助としての公共施設の耐震化をはじめ、民間への耐震化施策、ブロック塀の撤去等々、また、共助への防災訓練、防災セミナー、市民への情報提供の在り方など、これらの経験より危機管理の重要性、自助・共助の意識向上が図られてきたものと感じています。

自然災害は、全国的にも地震や台風、豪雨による土砂災害、河川の氾濫による洪水の被害等々、自然の脅威を感じる場所です。災害発生時には、市民の生命と財産を守るべく、市議会としても市と呼応するため、多くの議論を重ね、先例集に高槻市議会災害時等初動及び平常時等における行動マニュアルとして、地震・風水害対策の行動編及び感染症対策の行動編の構成で追記することができました。また、防災研修会や防災訓練も積極的に実施されているところです。

また、さきの一般質問でもありましたが、現在は、新型コロナウイルス感染症の収束を目指し、密閉・密集・密接を避ける、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの感染対策を行いながら、国が発出した3回にわたる緊急事態宣言を経験してきました。蔓延防止等重点措置へ移行され、厳しい状況は続きますが、皆さんと共に乗り越えていきたいと思えます。この取組にも危機管理の重要性を感じています。

今日までの様々な防災・減災対策の取組に評価しながら、今年度、機構改革された市長直轄の危機管理室としての本格的なスタート、縦割りではない、組織横断的な機構改革に大きな評価と期待を寄せているところです。

本年3月定例会の公明党会派の代表質問より、危機管理部門を市長直轄とし、安全・安心に関する施策のさらなる充実、危機事象に対する迅速かつ的確な対応を図るとの姿勢に期待を寄せながら、今まで、業務が災害時、非常時だけでなく、日常も相当な業務量になってきている体制の強化は必至で、機構改革によって課題の解消をどう考えていくのか等、質問されました。

市長からは、毎年、全国各地で発生する地震や豪雨による自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大などの危機事象の発生状況に鑑み、事前に取り組むべき施策のさらなる推進を図るため、全庁一丸となった体制の強化が必要であり、有事の際には速やかに的確な判断と対応が求められるため、日頃から組織横断的な施策の研究や立案に取り組み、知識の蓄積や対応力の向上を図るなど、職員的能力向上が必要であるとのご答弁をいただきました。

また、今年度の機構改革では、危機管理室を総務部から独立させ、市長直轄の危機管理に特化した専門部局として発足されたところです。

危機管理室では、自然災害をはじめとする危機事象に対して、より迅速で的確に対応できる組織機構として、トップマネジメントの充実を図っていくとのこと。機構体制では他部の職員を兼務・併任させ、安全で安心に暮らすことができるまちの実現を目指すとされました。

4月に発足したところですが、この2か月間の取組や、これからの危機管理につ

いて、改めての質問になりますが、1問目、お尋ねいたします。

まず、危機管理室としての役割や目標、また、事務分掌の内容、庁内体制と庁内連携、役割分担の在り方をお聞かせ願います。

〔危機管理監(中川洋子)登壇〕

○危機管理監(中川洋子) これからの危機管理に関するご質問にご答弁申し上げます。

本市においては、大阪府北部地震をはじめとするこれまでの災害の経験を踏まえ、国土強靱化地域計画や地域防災計画、業務継続計画等の防災諸計画の策定や見直しなどに取り組んでまいりました。

これらの計画を着実に実行するとともに、南海トラフ地震の発生が切迫していることや、台風の大規模化等に伴い激甚化している災害の発生状況を踏まえ、危機管理室を中心に、組織横断的な体制の下で施策を進めていく必要があり、この4月の機構改革において、危機管理室を市長直轄組織とするとともに、危機管理室の兼務併任職員として、各部の部長代理級職員12名を防災対策官として位置づけ、新たな組織体制を構築したところでございます。

防災対策官については、市の危機管理全般を所管する危機管理室職員としての役割を担うと同時に、各部の防災施策を推進する役割を担っております。

次に、危機管理室の事務についてですが、平時においては、防災、防犯その他危機管理の統括に関すること及び防災に係る計画の推進に関することと定めており、また、災害時においては、災害対策本部を立ち上げるなどの災害対応の中心的な役割を担っております。

今後の防災施策の立案や実施に向けては、全庁的に取り組む必要があることから、4月以降、危機管理室内に防災対策官会議を設置し、毎月開催することにより、組織横断的な防災課題を共有するとともに、課題解決に向けた検討を進めるなど、市全体としての危機管理能力のレベルアップと防災施策の充実に向けた取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) ご答弁をいただき、現危機管理室の体制と役割がよく分かりました。市全体としての危機管理能力のレベルアップと防災施策の充実に向けた取組について期待をしております。

公明党議員団としましても、今日まで防災・減災対策に関する多くの取組、要望を重ねてまいりました。最近では、水防法が改正されたことによるハザードマップの見直し、全戸配布での周知、避難所の見直しをはじめ、避難所看板の変更による防災情報を確認できるQRコードの付加、スマートフォンでQRコードを読み取ることによりアクセスできる防災ポータルサイト「高槻防災」など、市民が求めるドア・ツー・ドアの情報の在り方に、少しでも近づいていると評価をしたいと思います。

先日、3年目を迎えた大阪府北部地震、2018年6月18日7時58分、震度6弱の直下型地震が発災、被害状況は死者2人、負傷者40人、全壊11件、半壊247件、一部損壊2万2,515件、ブロック塀の倒壊等。また、その後、風水害による被害では、集中豪雨や甚大な被害をもたらした台風21号など、いまだ復興できていないところもある現状で、これからの危機管理体制が重要であると思います。

2問目は、市長直轄の危機管理室として、事前に取り組むべき施策のさらなる推進と、有事の際には、速やかに的確な判断と行動について質問していきたいと思います。

まず、事前に取り組むべき施策のさらなる推進として、1問目でご答弁をいただきました国土強靱化地域計画や地域防災計画についてなど、お聞きします。

令和3年度の施政方針で市長が示されました、まちづくりの3本柱の推進の一つに、「強靱なまちづくり」があります。国土強靱化地域計画に基づく、事前防災・減災に資する取組を推進する重要なテーマであります。

国は、2021年から、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を進めています。その趣旨は、近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、

また、南海トラフ大地震をはじめ、大規模地震の発生も切迫している状況。高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、維持管理、更新を着実に実施する必要があるが、いまだ予防保全型のメンテナンスサイクルは確立できておらず、適切に対応しなければ、我が国の行政、社会経済システムが機能不全に陥る懸念があるとされています。

本市も今年2月に高槻市国土強靱化地域計画として修正されたところで、基本目標として、国の基本計画を踏まえて、Ⅰ、人命の保護が最大限図られること、Ⅱ、市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、Ⅲ、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、Ⅳ、迅速な復旧復興などとされています。

この目標に対して、公助の取組を中心とした具体的な取組が示され、また、本市が進める計画には、大阪府北部地震を踏まえ、修正された地域防災計画があります。

地域防災計画では、公助として災害が発生した場合に備えた業務継続計画や受援計画などの位置づけに加え、自助・共助の促進についても位置づけられています。

これらのことから、高槻市国土強靱化地域計画での公助の取組に加え、地域防災計画に位置づけられている自助・共助を推進するとともに、同時に進めなければならないとされています。

次に、有事の際には、速やかに的確な判断と対応について感じることは、特に、新型コロナウイルス感染症対策について、何人かの議員からもご質問をされました。我が会派の五十嵐議員から詳細にありましたので、多くは触れませんが、国・府及び市独自の支援策に一定の評価をしながら、コロナワクチンの対応についても、当初は、ワクチン供給量が少なかったことから、希望される高齢者の方々に対して受付での混乱もありましたが、市民の声や、私ども公明党議員団としても要望する支援策や円滑なワクチン接種に向けて、6回にわたり緊急要望を行い、これに対し日々改善をしていただき、市長はじめ、職員の皆様にも頑張っていた

だいているところでございます。特に、医師会等の関係者の皆様のご協力には感謝の思いです。

高齢者接種の7月未完了、64歳以下の皆さんへの接種の11月未完了を目指し、今後も、課題解消を図りながら、どうかよろしくようお願い申し上げます。これからが正念場だと思います。64歳以下の方は、高齢者に倍する対象者で、接種に関しては、混乱なく円滑に、安全で迅速に進めていただけるようお願いをしておきます。また、副反応等への対応も適切にお願いいたします。

さて、2問目の質問、1点目でございますが、事前に取り組む施策として、高槻市国土強靱化地域計画の計画策定の目的の中に、災害予防、災害応急及び災害復旧対策に関し、関係機関が処理すべき事務または大綱を定め、高槻市地域防災計画を策定し、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るとしている考え方について。

2点目に、大阪府北部地震での総括、特に市民への意識啓発や具体の取組について。

3点目に、1点目、2点目の質問について、今後の課題と組織横断的な危機管理室の課題について、それぞれお聞かせ願います。

○危機管理監(中川洋子) これからの危機管理に関する2問目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目についてですが、高槻市国土強靱化地域計画は、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った強靱な地域をつくり上げることを目的としており、本市を強靱な都市とするため、主に公助を中心に、平時からの取組を幅広く位置づけた都市づくりの方向性を示すものでございます。

一方、地域防災計画につきましては、災害予防対策も含めておりますが、主に、発災後の組織体制や関係機関との役割分担、地域防災力の向上などの自助・共助の取組を含めた対応策を取りまとめたものでございます。

2点目の大阪府北部地震の総括についてですが、被災以前も地域防災計画の

策定をはじめ、各種マニュアルの整備や防災関係機関との連携、市民への啓発や防災訓練の実施など、災害に対する備えを実施してきたものの、大規模には至らない災害への対応など、想定していなかった課題や検討すべき対策が浮き彫りになりました。被災以降、避難所運営マニュアルの策定を全地区で取り組むなど、市民や地域との連携調整に係る課題をはじめとする各種課題の解決に取り組んでおります。

また、地域防災計画や業務継続計画等の見直しを進め、速やかな災害対応が図れるよう計画の充実にも取り組んでいるところでございます。

3点目についてですが、災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれの対応力を高めることが必要です。

まず、公助の取組として、発災時において円滑な災害対応を図るためには、平常時の行政機構において、事前の備えをいかに充実させるかが重要であると考えております。

また、南海トラフ地震の発生が切迫していることや、激甚化する風水害に備え、高槻市地域防災計画と高槻市国土強靱化地域計画を本市の防災施策の主軸に据えて、両計画を適切に組み合わせながら、事前に取り組むべき施策をさらに推進する必要があります。

さらに、自助・共助の取組としては、生活必需品の備蓄や避難場所の確認など、市民自らの意識の高揚に加え、自主防災組織を中心に関係団体との連携を図り、コミュニティ防災への展開につなげるなど、地域への支援をさらに強化し、地域防災力の向上に取り組むことで、市民等と一体となった取組を進めていく必要があります。そのためには、地域において、積極的に防災活動に取り組む団体を統括する組織の必要性も認識しております。これらを実現するため、防災対策官会議を通じて防災意識を共有するなど、平時から全庁的なリスク管理を充実することで、有事の際には迅速な災害対応体制への移行を可能とするとともに、職員の危機管理能力をはじめ、的確な判断力と対応力を向上させ、本市の危機管理体制のさらなる強化を図り、災害に強い強靱なまちづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○(吉田章浩議員) ご答弁をいただき、本市の国土強靱化地域計画では、本市を強靱な都市とするため、平時からの取組を幅広く位置づけたこと、また、地域防災力の向上などの対応策を取りまとめられたこと、大阪府北部地震の総括では、大規模に至らない災害への対応など、想定していなかった課題や検討すべき対象が明らかになったことなど、今後の課題については、被害を最小限に抑えるための、自助・共助・公助の対応力の向上、平時の事前の準備と計画のさらなる推進、整備、避難所、自主防災組織等の連携、市民と一体となった取組を挙げられ、こちらも着実に進めていただけるように期待をしています。

最後3問目は、意見と要望とさせていただきたいと思います。

ここまで、市長直轄の危機管理室としての、これからの危機管理としての取組に、重要性と期待を込めながら質問をしてまいりました。横断的な組織体制において、市長の下、危機管理監を中心に、それぞれの防災対策官の皆さんが使命感を持って、市民の安全と安心を築いていただきたい。共に築いてまいりたいと思っております。

特に、今後の計画策定が重要である国土強靱化地域計画についてお聞きしました。改めて、これからの危機管理について、原点である自助・共助・公助の大切さを感じる次第です。その上で、公助には限りがあることから、これからの自助・共助の取組を地域との連携をしっかりと図っていただくことをお願いしておきます。

当初の市長のご発言にもありましたが、今回、危機管理監からも、防災諸計画を着実に推進するためには、危機管理室を中心に、全庁一丸となった体制の下で、各種施策を進めていく必要があるとご答弁をいただきました。

私は、危機管理として事前に取り組むべき施策、また、有事の際には、速やかで的確な判断と対応として、自然災害への対応はもちろん重要な課題であります。本市全体の安全・安心へのまちづくりも見過ごせないことだと思っております。そして、危機管理としての幅の広い部分で、全庁が一丸となって取り組んでいた



だいているものと感じています。

1問目のご答弁では、防災対策官については、市の危機管理全般を所管する危機管理職員としての役割を担うと同時に、各部の防災施策を推進する役割を担っているとありました。改めて、危機管理について考えてみますと、一般的に事業の目的達成や事業継続を脅かすような危機が発生した際に、その影響を最小限にとどめるとともに、危機的状況からいち早く脱出し、正常状態への回復を図るための管理活動、ここでいう、有事の際の速やかで的確な判断と対応が大切なことであると思います。

一方、近い将来から遠い将来まで、これから発生するかもしれないリスクを洗い出し、整理し、それらのリスクを回避するための管理活動を事前に取り組むべき施策とし、強力に進めていただけるようお願いをいたします。

ここから少し、安全・安心なまちづくりと全庁的な幅広い観点から、これからの危機管理について考えてみたいと思います。

私が思う事前に取り組むべき施策では、例えば、出水期に入り、台風の影響による河川や土砂等の点検、避難所の整備、ハザードマップでの危険箇所確認など、また、熱中症対策についても、以前、駅前にドライ型ミストを設置していただきましたが、この夏に向けても消防救急体制の整備、取組が重要だと思います。

水道事業でも、一部浄水場での水道水の市民への開放や給水車の整備など、災害に向けての取組ができてきました。水分補給の大切さから、今後、例えば移動式の給水スポットやマイボトルに給水できるウォータークーラーなど、公共施設に設置することも大事な取組になってくるものと考えています。

さらに、市営バスも除菌対策など、新型コロナ拡大対策などが行われております。どうか継続をお願いいたします。

また、交通安全対策や防犯活動も大切な取組であると思います。まだまだ、ほかにもたくさんありますが、どうか、備えあれば憂いなしをどこまでも目指していただきたいと思います。

また、危機管理としての有事の際の速やかな対応においては、特に消防活動な

ど、市民の生命と財産を守る取組を日々行っていただいております。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育現場におきましては、児童生徒の教育向上に取り組みながら、いじめや不登校問題、学校生活ガイドラインに基づいた感染症対策、さらに2月にありました小学生が体育の授業中に亡くなられたことなど、心よりご冥福をお祈り申し上げますが、経緯はお聞きしました。しかし結果はまだ出ておりません。今後、ご遺族の皆様へ寄り添いながら、しっかりと再発防止も含めてご対応いただきたいとお願ひするものでございます。

これからの危機管理として、危機管理室としての役割、それぞれの現場での役割、行政全体としての役割、全庁一丸となって、市役所は市民の役に立つところとし、この日常の業務と並行して、危機に直面しないような事前の対策、直面したときの適切な対応などよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に改めまして、市長直轄の危機管理室として、事前の取組、国土強靱化地域計画等を着実に進めながら、全庁的に本市の危機管理事象の様々な課題に対して、どこまでも安全・安心が構築できることを目指して取り組んでいただけますことをお願ひして、一般質問を終わります。ありがとうございました。